熊谷市内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針改正新旧対照表

改　正　後	現　行
熊谷市内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針 平成 25 年 4 月 22 日 市長決裁 令和８（2026）年２月３日　改　正 （目的） 第１ この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、埼玉県が定めた埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（平成 15 年 11 月 15 日 知事決裁）に即して、法第 12 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、熊谷市内の建築物等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。 （用語の定義）	熊谷市 市有施設の木造化、木質化等に関する方針 平成 25 年 4 月 22 日 市長決裁 （目的） 第 1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、埼玉県が定めた県有施設の木造化・木質化等に関する指針（平成 15 年 11 月 15 日 知事決裁）に即して、法第 9 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。 （定義）

第 2 この方針において次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。	第 2 この方針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第 1 項に規定する建築物をいう。	
(2) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第 2 条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。	(1) 市有施設 市が事業主体となり建築する公共建築物（法第 2 条第 1 項に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
(3) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。	(2) 建築 新築、増築及び改築をいう。
(4) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する道路、公園、河川、下水道等に係る土木工事をいう。	(3) 市施工土木工事 市が事業主体となり施工する道路、公園、河川、下水道等に係る土木工事をいう。
(5) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。	(4) 木造化 市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
(6) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。	(5) 木質化 建築物の内装、外壁等に木材を用いることをいう。
	(6) 県産木材 原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材をいう。

(7) 「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。	
（木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項） 第 3 市は、法第５条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における県産木材の利用に努める。 ２ 市は、熊谷市内において非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物を整備する事業者に対して、積極的な県産木材の利用の理解と協力を求める。	（木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項） 第 3 市は、法第 4 条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における県産木材の利用に努める。
（市有施設における木材の利用の目標） 第 4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、木造化に努めるものとする。	（市有施設における木材の利用の目標） 第 4 市有施設の建築に当たっては、次に掲げるものを除き、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の公共建築物（高さ 13m以下かつ軒高 9 m以下で延べ面積 3,000 ㎡以下のものに限る。）及びこれに附属する工作物は、原則として木造化に努める。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設 。 (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。 (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。	(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設 (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設 (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの
2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木質化を進める。	2 市有施設の建築及び改修に当たっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木質化を進める。
3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として県産木材を使用する。	3 木造化及び木質化の実施に当たっては、原則として県産木材を使用する。
4 木造化・木質化の実施にあたっては、県内で一般に流通している製材品を最大限に使用するとともに、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、ＣＬＴや新たな木質耐火部材等の活用に努めるものとする。	
（市有施設の備品及び消耗品） 第 5 市有施設において、備品及び消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。	（市有施設の備品及び消耗品） 第 5 市有施設において、備品及び消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

（市有施設の暖房器具等） 第 6 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする器具等の導入に努める。	（市有施設の暖房器具等） 第 6 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。
（市施工土木工事等の木材利用） 第 7 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品を積極的な使用に努める。	（市施工土木工事等の木材利用） 第 7 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品の使用に努める。
（木材関連業者等への要請） 第 8 市は、国又は地方公共団体以外の者であって建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。	（木材関連業者等への要請） 第 8 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。
（ＰＲ及び普及） 第 9 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。 2 木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）にお	（ＰＲ及び普及） 第 9 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。 2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや

いて重点的に、木材利用関係者が連携し、積極的に普及啓発に取り組むものに努める。	木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のＰＲ及び普及啓発に努める。
（情報提供） 第 10 市は、県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。	（情報提供） 第 10 市は、県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。
（コスト縮減への留意） 第 11 この方針の運用にあたっては、県内で一般に流通している製材品をなるべく多く使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、適正なコスト縮減に留意する。	（留意事項） 第 11 この方針の運用に当たっては、建設コストの縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、それらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。
（建築物木材利用促進協定制度の活用） 第 12 市は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本指針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。 2　市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表する等、積極的な周知に努める。	

（附則） 第 13　この方針は、平成 25 年４月 22 日から施行する。 2　この方針は、令和８（2026）年２月３日から改正する。	（附則） 第 12 この方針は、平成 25 年 4 月 22 日から施行する。